

一般社団法人愛知県産業資源循環協会 女性部規約

(目的)

第1条 この女性部は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会の会員企業の女性により組織し、協会・業界の発展に係る女性層の一層のレベルアップと次世代への継承に向けて、業界の女性層の組織化・活躍促進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この女性部は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会女性部（以下「女性部」という。）とする。

(事務局)

第3条 この女性部の事務局は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会内に置く。

(事業)

第4条 この女性部は、第1条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 協会事業の円滑な推進を支援する事業
- (2) 女性部会員育成のための事業
- (3) 女性部会員の福利厚生に関する事業
- (4) その他女性部事業を遂行するために必要な事業

(会員資格)

第5条 この女性部の会員は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会の会員又は会員会社の幹部等であって、女性部の活動に賛同する女性とし、1社2名までとする。

(準会員資格)

第5条の2 この女性部の準会員は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会女性部の会員登録1名以上ある会員会社に所属する女性部の活動に賛同する女性とし、準会員1枠4名まで入会することができる。準会員は各社2枠（8名）までとする。準会員は、年度初めに毎年会員登録を行うこととする。また総会での議決権はないものとする。

(加入)

第6条 前条の資格を有する者で、会員になろうとするものは別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は退会をしようとするときは、別に定める退会届を退会の日より30日前まで

に会長に提出しなければならない。

(総会)

第8条 総会は通常総会及び臨時総会とし、女性部会員をもって構成する。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は女性部会長が招集する。
- 4 総会の議長は総会において会長が選任する。
- 5 総会は次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他、役員会が必要と認めた事項
- 6 総会は、会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することはできない。
- 7 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。この場合において、議長は、会員として決議に加わることができない。
- 8 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、その会員は総会に出席したものとみなす。
- 9 総会の議事について次の項目を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 10 議事録には出席した会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上の者が議長とともに署名又は記名押印しなければならない。

(役員構成)

第9条 女性部に次の役員を置く。なお、次の各号以外の役員を置くことを妨げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以内
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 査 1名 (任意)
- (5) 委 員 原則8名以内 (会長、副会長、会計、監査を含む。)

(役員選任)

第10条 前条の役員は、総会において選任する。

- 2 会長は、委員の互選により定める。

- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、役員会を構成後速やかに一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長に報告するものとする。

(役員職務)

第11条 会長の職務は、女性部を代表し業務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会費)

第13条 運営に要する経費は、総会において定めた会費を会員から徴収することができるものとする。

- 2 会費の額及び徴収方法は総会において決定する。なお、必要に応じて特別会費を徴収することができる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り、会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年9月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月9日から施行する。

※令和2年度通常総会(令和2年5月26日)において(会費)第13条の徴収額を議決。

会費：1名につき10,000円/年

中途入会においても会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日)につき

1名につき10,000円/年

中途退会についての会費の返金はなしとする。

※令和4年度通常総会（令和4年5月9日）において（会費）13条の徴収額を議決。

準会員の会費：1枠につき10,000円／年（4名まで登録可能）

中途入会においても会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日）につき1枠（4名まで）につき10,000円／年とし、中途退会についての会費の返金はなしとする。

事業活動の参加費を場合によって徴収することがある。